

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年11月8日 18時33分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市神戸空港南西方沖 神戸灯台から真方位165° 6.0海里付近 (概位 北緯34° 33.0′ 東経135° 12.0′)
事故の概要	プレジャーヨット <sup>パランティカ</sup> PARANTICAは、北東進中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット PARANTICA、5トン未満（長さ8.65m）
船舶番号、船舶所有者等	242-19998兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底部外板、センターキール及び舵板に擦過傷 のり養殖施設 養殖区画の固定索に切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時00分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、ヨットハーバーに帰港する目的で、機走により自動操舵で神戸空港南南西方沖を約6ノットの対地速力で北東進していた。</p> <p>船長は、舵輪の後方で椅子に腰を掛け、時折下方を向いて膝の上に載せた食事をとりながら操船していたところ、衝撃を感じるとともに船体が停止した。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、のり養殖施設（以下「本件施設」という。）の東端に設置された標識灯が点灯し、フロートが海面に浮いているのを認め、本件施設に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、出航前にスマートフォンの航海用電子参考図で航行予定海域の水路調査を行ったものの、同参考図には漁業区画が表示されていなかったため、本件施設が設置されていることを知らず、航行予定海域には航行の支障となる施設はないと思った。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.8mであった。</p>
分析	本船は、北東進中、船長が、本件施設が設置されていることを知らない中、航行予定海域には航行の支障となる施設はないと思い、下方を向いて食事をとりながら本件施設に向かう態勢で航行したことが

	<p>ら、本件施設の標識灯やフロートに気付かないまま、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が北東進中、船長が、航行予定海域には航行の支障となる施設はないと思い、下方を向いて食事をとりながら本件施設に向かう態勢で航行したため、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行予定海域の水路調査を行う場合、航海用電子参考図には養殖施設が表示されていないことがあるので、漁業協同組合や海上保安庁のウェブサイト（海洋状況表示システム（海しる））等で養殖施設の設置区域及び標識灯の設置状況を把握しておくこと。</li> <li>・ 船長は、夜間にレーダー及びGPSプロッター等がない小型船舶を操縦する場合、養殖施設等の標識灯を見落とすことのないよう、目視による見張りを厳重に行うこと。</li> </ul>